

# 令和4年度 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除明細書

氏 名 \_\_\_\_\_

平成30年分から令和2年分までの間に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額で、令和3年度以前の市民税及び府民税に係る上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上引ききれなかった損失の金額があるときは、下の欄に必要な事項を書き入れてください。

(単位：円)

譲渡損失の生じた年度	前年度から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額	令和4年度分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額(※)	令和4年度分で差し引くことのできなかつた上場株式等に係る譲渡損失の金額
令和元年度(平成31年度) (平成30年分)	A	D(上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	令和元年度(平成31年度)分の譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越すことはできません。
		E(分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	
令和2年度 (令和元年(平成31年)分)	B	F(上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	① (B - F - G)
		G(分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	
令和3年度 (令和2年分)	C	H(上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	② (C - H - I)
		I(分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	
令和4年度分で上場株式等に係る譲渡所得の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額		③ (D + F + H)	/
令和4年度分で分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額		④ (E + G + I)	/
令和5年度以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額 (令和4年度 上場株式等に係る譲渡損失明細書の5と①+②)			

※ 「令和4年度分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、「前年度から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」のうち最も古い年度に生じた金額から順次控除します。また、「令和4年度分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」内においては、損失の金額を、まず上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、分離課税配当所得等金額から控除します。